

第5回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成23年6月10日

○事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまから、第5回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この監理委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公正性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくもので、条例の規定に基づき設置されたものでございます。

したがって、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願い致します。

また、前回の委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に安保前委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。本日のお手元の資料にも、資料6及び資料7として添付させていただいているところでございます。

なお、本市では夏のエコオフィス運動を実施しており、適正な冷房温度を設定するとともに、ノー上着など軽装を励行しているところでございます。本日御出席、また御来場いただきました皆様方におかれましても、どうぞ御理解のほど、よろしくお願いを致します。

それでは、議事に入ります前に、今回は各委員の2年間の任期満了後の初めての委員会でございます。新たに御就任いただいた委員の方がおられますことから、まず、委員の方々の御紹介をさせていただきます。

最初に、弁護士の方の安保千秋様でございます。

○安保委員

安保です。よろしくお願いします。

○事務局

続きまして、人権擁護委員の田多耀子様でございます。

○田多委員

田多です。よろしくお願いします。

○事務局

続きまして、公認会計士の西田憲司様でございます。

○西田委員

西田でございます。よろしくお願いします。

○事務局

続きまして、弁護士の山下宣様でございます。

○山下委員

山下です。よろしくお願いします。

○事務局

次に、本市の出席者を御紹介致します。

文化市民局長の西出義幸でございます。

○西出文化市民局長

西出でございます。お世話になります。よろしくお願いします。

○事務局

最後に、私、文化市民局くらし安全・人権文化推進担当部長の石田忠彦でございます。よろしくお願いします。

なお、事務局として、人権文化推進課の奨学金の担当課長が出席致しております。よろしくお願い致します。

ここで、委員会の開催に当たり、文化市民局長の西出から一言御挨拶を申し上げます。

す。

○西出文化市民局長

それでは、委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の先生方には大変お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。今回は改選ということで、また新たな委員を快くお受けをいただきまして感謝を申し上げる次第でございます。

京都市では、かつて同和対策事業の一環として、同和奨学金の借受者に対しまして、奨学金の返還額と同額の補助金を給付する自立促進援助金制度を運用致しておりました。しかしその後、その支給の一部が違法であるとの裁判所の判決が確定したことを受けまして、また同和行政全体の見直しの中で、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を設置致しまして、自立促進援助金制度の見直し等について御議論をいただいたところでございます。総点検委員会からの提言に基づきまして、現在では自立促進援助金制度を廃止致しまして、奨学金制度を返還いただく方と返還困難者に対する免除という分かりやすい形に制度を改めたところでございます。

制度の改正に当たりましては、借受者の皆様には多大な御心労をおかけすることとなりましたが、幸いにも奨学金の借受者のおよそ8割の方々が返還免除の適用を受けることができることとなっております。また、残りの方々につきましても、6割の方々については返還に応じていただいている状況にございまして、残る手続きがまだできていない方についても、今後、制度についての御理解をいただく中で手続きに応じていただけるよう、鋭意取組を進めているところでございます。

この監理委員会では、先ほど部長の説明にもございましたように、同和奨学金の返還事務の取組状況や、事務手続上の課題等について御報告をさせていただく中で、委員の先生方に第三者の立場で、また専門家の立場で審査、御提言を行っていただくことによりまして、債権管理事務の透明性、客観性、公平性の確保を図るということを目的と致しております。先生方のそれぞれの立場、また第三者としての客観的な目か

ら御審査をいただきまして、忌憚のない御意見、御提言を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

京都市と致しましても、この委員会を適切に運営していくことによりまして、同和奨学金の債権管理事務の透明性、客観性、また公平性を確保致しますとともに、市民の同和行政に対する不信感を払拭し、ひいては真の同和問題の解決につなげてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、これから2年間の任期に向けた最初の日となるわけでございます。長期にわたりお世話になりますが、よろしくお願い致します。また、今日は少し時間がかかるかもしれませんが、熱心な御審議をいただくことをお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

○事務局

恐れ入りますが、西出局長は他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

○西出文化市民局長

申し訳ございません。どうぞよろしくお願い致します。

〔西出局長退席〕

○事務局

それでは続きまして、この委員会の委員長の選出をお願いしたいと存じます。

委員長は、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により選出していただくこととなっております。

これに基づき委員の皆様から御推薦をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○西田委員

西田でございます。

私は本委員会の委員を務めるのは初めてですが、過去の経緯を考えますと、できましたら安保委員に委員長を引き受けていただければ幸いかと思います。

以上です。

○事務局

はい、ありがとうございます。

西田委員のほうから、引き続き安保委員にお願いしてはどうかという御提案がございましたが、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

皆様から御賛同をいただきましたので、安保委員に委員長をお願いしたいと存じます。安保委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、恐れ入りますが安保委員長には委員長席へお移りいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○安保委員長

安保でございます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局

それでは、同規則によりまして、委員長に会議の進行を務めていただくことになっておりますので、以下の議事進行を安保委員長にお願いしたいと存じます。

安保委員長、どうぞよろしくお願い致します。

○安保委員長

それでは、委員長を務めさせていただきます。

私は前回から引き続き委員を務めさせていただくこととなります。

今回新しい2人の委員を迎えまして、この委員会が設置された目的をお話しますと、同和奨学金の返還事務に関して、公平性と透明性を持って、かつ、客観的な形で、監視すると言いますか、業務の進行について正しく意見を述べていくという役割がご

ざいます。若干今までの経緯もあり，本委員会で確認され，了解された事項等がございますので，新しい委員の方には分かりにくい点もあろうかと思えます。分かりにくいと思われた点につきましては，是非，質問していただければと思います。

それでは早速ですが，委員長の職務代理の指名をさせていただきたいと思えます。規則第4条第4項の規定によりますと，委員長があらかじめ委員長の職務を代理していただく委員を指名することになっております。そこで恐縮ですが，西田委員にお願いしたいのですが，よろしいでしょうか。

○西田委員

分かりました。お受け致します。

○安保委員長

そうしましたら，よろしくお願ひします。

それでは，議事に入りたいと思えます。

最初に，報告案件として，「返還事務の取組状況について」事務局から報告をお願い致します。

○事務局

奨学金等の返還事務事業の担当をしております，担当課長の西尾と申します。よろしくお願ひ致します。

失礼して，着席をして御説明をさせていただきたいと思えます。

それでは，「奨学金返還事務の取組状況」について，平成23年3月末日現在の状況を御報告致します。

なお，奨学金の返還年度は，学校卒業後6箇月後から返還開始となるため，通常10月1日から翌年の9月末日となっております。従って，3月末日現在というのは，返還年度の間時点に相当します。

それでは，資料1を御覧ください。

まず，「1 借受者別の返還に関する手続の状況」につきましては，平成20年度

の奨学金制度の抜本的な見直しにより新たに返還を求めることとなった、平成13年以降に返還の始期を迎えた借受者を対象として、3月末日時点で履行期間中に当たる平成22年度返還分の手続がどのように進んでいるのかを見たものでございます。

借受者数は、1,404人でございます。

まず、「①免除中」の状況につきましては、制度見直し前に手続を行った者を含めまして、所得が一定基準以下などのため平成22年度返還分が免除されている方を示しております。これらの方が1,131人となっており、借受者のうち80.5パーセント、約8割の方が免除決定を受けているということになります。

次に、「②猶予中」につきましては、制度見直し前に手続を行った者を含め、在学中であるため、平成22年度返還分が猶予されている方を示しております。これらの方が79人となっており、借受者のうち5.6パーセントの方が猶予決定を受けているということになります。

一方、「③返還」につきましては、それら免除又は猶予の決定がされておらず、返還が請求されている方を示しております。これらの方が194人となっており、借受者のうち13.9パーセントの方が実質的な返還を求められているということになります。

「③返還」の内訳と致しまして、「④返還済」というのは、平成22年度返還分を完納している方を含めまして、平成21年度返還分を返還済みである方などを示しております。このうちには、今後、平成22年度返還分を納付していただかなければならない方もおられますが、返還実績があるため、返還の可能性が極めて高いと言えます。これらの方が109人ございまして、「③返還」のうちに占める割合は56.2パーセントになり、6割弱の方が返還請求を受けて返還に応じていただいている状況となっております。

次に、返還請求を受けても、平成22年度の手続を何らされていないのが「⑤22年度未手続」の区分の方となります。そのうち「滞納あり」は、平成21年度返還分

以前の滞納があり催告手続の対象となっている方でありまして、64人となっております。その具体的な内訳につきましては、欄外に「○ 滞納あり64人の内訳」と示しておりますように、所在不明の15人を除きますと実質的な滞納者は49人ということでございまして、返還見込みの方9人、また免除・猶予等の相談中の方3人を除きますと、返還の意思が明らかでない「その他」の方が37人ということになり、うち35人が「おおむね拒否」されている状況にございます。これらおおむね拒否の方は、前回報告した9月末日と比べますと約5人減少しております。また、借受者総数に対する比率では、約2.5パーセントとなっております。

一方、「滞納なし」は免除中、猶予中などのために平成21年度以前の返還を要せず、新たに平成22年度に手続が必要となった方ございまして、21人となっております。これらの方は、今後、履行期限である9月末に向けて返還手続に応じてもらえるよう、引き続き働きかけが必要となっております。

なお、ここでの数値は、平成13年度以降返還開始者をすべて対象としておりますので、平成20年12月の制度見直し以前の時点で、5年間免除となっている方、又は大学等在学中のため猶予となっている方なども含んでおりますので、制度見直し以後、まだ対応を要していない方を含んでいるという点を御留意いただきたいと思います。

次に、「2 債権別の免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございますが、これは、高校奨学金・大学奨学金別、かつ、年度別、すなわち債権単位で返還債務の状況を把握しているものでございまして、制度見直し後に手続が必要となったもののうち、猶予したもの、免除したもの、あるいは返還をいただくべきものを示しております。したがって、計上している件数は先ほどまでの実人数での表記とは異なっておりますので、御注意いただきたいと思います。

それでは、そのうち平成19・20年度返還分について見てみますと、これは平成20年の奨学金制度の見直しによって新たに返還を求めることとなった平成15年度

以前貸与分に係るものでございますが、既に免除や猶予となっていた者を除きまして、合計で2,053件への対応が必要となっております。そのうち新たに猶予したものは、経過措置として、当該2年分について返還終了予定年度後にその返還を猶予するというもの、その他、特別な事情によるものなどで117件、5.7パーセントとなっております。また、新たに免除したものは、経過措置として旧自立促進援助金の支給判定基準で免除判定したものなどで1,796件、87.5パーセントとなっております。前回報告した9月末現在と比べ、第4回委員会で御確認いただきました「所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて」に基づきまして、新たに46件の猶予をしたことなどで数値の変化はございますが、平成19・20年度返還分に係る履行期限は平成22年3月31日となっておりますので、これら特別な事情による猶予を除きまして、ほぼ確定した数値と言えます。

また、免除率につきましては、平成19・20年度返還分は経過措置として旧自立促進援助金の支給判定基準を免除判定基準に用いておりますけれども、旧自立促進援助金の支給判定実績を見ますと、これが約85パーセントとなっておりますので、従来の実績にほぼ見合った結果となっております。

一方、猶予や免除とならず返還をいただくべき件数が140件となっております、そのうち収入し完納となっているものが48件となっております。これを収入率で見ますと、下段の括弧の中に示しておりますけれども、34.3パーセントとなっております。一方、返還をいただくべきもののうち未収入分92件、822万5,000円につきましては履行期限を経過しておりますので、既に督促状を送付したうえ、3月には第2回目の催告を行い、現在第3回目の催告に取り組んでおりますが、今後も引き続き、自主的な納付に向けた相談など、丁寧な対応に努めていきたいと考えているところでございます。

なお、これらの催告等の状況につきましては、後ほど資料2に基づき「督促・催告の実施とその後の状況」を報告する際に、5月末現在の状況を御説明したいと考えて

おります。

次に、平成21年度返還分について見てみますと、既に免除や猶予となっていた者を除きまして、合計で1,543件への対応が必要となっております。そのうち新たに猶予したものは、在学中であるもの、失業等で収入が大幅に減少したもの、特別な事情によるものなど、合計で89件、5.8パーセントとなっております。また、新たに免除したものは、年間の所得が生活保護基準の1.5倍以下に該当したものなどで1,234件、80.0パーセントとなっております。前回報告した9月末現在と比べまして、猶予や免除で手続中のものの決定がされたことなどから増加が見られますが、平成21年度返還分に係る履行期限は平成22年9月30日となっておりますので、今後は特別な事情による猶予を除き、ほぼ確定した数値となっております。

また、免除率につきましては、免除基準が経過措置による基準よりも厳しいものとなっておりますが、対象者がおおむね30歳以下の若年者であり、昨今の厳しい経済状況や若年層の雇用環境の悪化が大きく影響し、高い比率になっているのではないかと考えております。

一方、免除や猶予とならず返還をいただくべき件数は223件で、そのうち収入し完納したものは142件となっております。これを収入率で見ますと、63.7パーセントとなっております。返還をいただくべきもののうち未収入分81件、651万9,000円につきましては、履行期限を経過しておりますので、既に督促状を郵送したうえ、3月には1回目の催告を行い、現在2回目の催告に取り組んでいるところですが、今後も引き続き納付に係る相談を行うなど、必要な手続をしていただけるよう丁寧な対応に努めていきたいと考えています。

次に、平成22年度返還分について見ますと、これは履行期間が平成22年10月から23年9月末までのものでございまして、今回初めて御報告する内容となっております。既に免除や猶予となっていた者を除きまして、合計で1,629件への対応が必要となっております。そのうち新たに猶予したものは、在学中であるもの61件、

3. 7%でございますが、新たに免除したものは、年間の所得が生活保護基準の1.5倍以下に該当したものなどで1,344件、82.5パーセントとなっております。ただし、これらの猶予又は免除には、平成21年度に決定され、平成22年度も引き続きその対象となっているものを含んでおります。

また、免除率につきましては、平成21年度をやや上回ったものとなっておりますが、先ほど述べましたように、昨今の厳しい経済状況や若年層の雇用環境の悪化が大きく影響しているのではないかと考えております。

一方、免除や猶予となっておらず、返還をいただくべき件数は224件で、そのうち収入し完納となっているものが27件となっております。これを収入率で見ますと、12.1パーセントと低い数値となっております。この数値につきましては、先ほど申し上げましたように履行期限が平成23年9月30日ということですので、今後、申請手続や返還に応じていただくことで、21年度と同等の60パーセント程度になるのではないかと見込んでおります。これら未手続の方につきましては、引き続き履行期限内に手続をいただけるよう働きかけていく必要があると考えております。

次のページに進みまして、返還猶予の内訳、履行期限の延長の状況という項目がございますが、これらの取扱いにつきましては、借受者の実態に応じて誠意ある対応となるよう監理委員会で御意見をいただき御了解のうえ、実施しているものなどを示したものです。

まず、返還猶予の内訳でございますが、「在学中のため」というのは、これは見直し以前から制度化されていたもので、在学中を理由とするものでございまして、平成21年度では70件、平成22年度では61件となっております。

次に、「制度の変更に係る経過措置」とありますが、制度見直しに伴う激変を緩和する措置でございまして、平成19・20年度返還分のみを対象とし、申請に基づき最終返還予定年度後にその返還を猶予するというもので、これが71件となっております。

また、「収入の大幅な減少のため」というのがありますが、これは第2回の監理委員会で御了解をいただいた取扱いに係るものでございますが、前年には一定の収入があるため免除とならなかったものの、翌年は失業などにより収入総額が前年と比べて3分の2以下に大幅に減少し、かつ免除基準に該当するような場合については、返還を猶予するというものでございまして、平成21年度分で14件の該当があります。

最後に、「特別な事情」という記載がございますが、これは第4回監理委員会で御了解いただいた取扱いに係るものでございます。返還の履行期限までに申請手続きができなかったことについてやむを得ない理由がある場合に「特別な事情」があるものとして監理委員会での事前審査を経て返還の猶予を認めるものでございまして、さらに承認したものと同様の経過がある場合につきましては、措置後に報告することを御了解いただきました。これにより、第4回監理委員会では、15人分11案件を非公開で審査のうえ、御承認をいただき、それに基づき猶予決定したものがそちらに記載しておりますが、平成19・20年度返還分の46件から事後報告分15件を除いた31件となります。その概要につきましては、既にホームページ上で公開しています。また、措置後に報告するとしたものが事後報告分と表記しているものでして、平成19・20年度返還分で15件、平成21年度返還分で5件の合計20件となっております。

このうち、事後報告分につきましては、別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」として一覧及び報告対象者個票を添付しております。特徴的なものを少し御紹介しようと思っておりますが、その前に「特別な事情」の考え方について少し確認をさせていただきたいと思っております。

参考として「所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて」として、第4回監理委員会の資料を添付しています。資料中の2の(3)「特別な事情による返還猶予を認める事由」を御覧ください。ここでは、A、B、Cの3つが示してございます。基本的な考え方として、本市が十分な説明を尽くす責任があるという観点から設

定したものでございまして、Aは検討するための相当な時間がなかったというものでございまして、そのうちA-1は説明後の時間が短かったもの、A-2は家庭のトラブル等により検討すべき余裕がなく対応が困難であったというもの、そしてBは重大な誤解をしていたなどの告知があり正確な理解を欠いていたというものでございまして、Cは連絡対象者以外の借受者本人又は保証人がこれまでの連絡対象者などの意思とは違う意思表示をしたもの、としております。さらに、それらを検討するうえで考慮すべきものとして、2の(2)に「考慮すべき背景」というものを付してございます。aは本市に対する不信感などが強い事例でございまして、bは本市よりも第三者の情報を優先してその影響を受けているという事例でございまして、cは旧同和地区以外に新しい家庭を築いているなど借受者本人に連絡することに困難を感じて時間が経過してしまう事例でございまして。

そして、具体的な判定では、個別の経過を踏まえ、事由及び考慮すべき背景を確認しまして、特別な事情への該当の有無を判断致しております。

それでは、別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」の一覧に戻っていただきたいと思っております。ここに書かれている事由と考慮すべき背景の組合せにつきましては、既に前回の委員会で承認されたものと同様の事例であったため、事後報告の扱いとさせていただきます、既に措置したものでございます。

それでは、ここで特徴的な点を一部だけ御紹介したいと思いますので、個別の表を見ていただきたいと思っております。報告番号の3、4ですが、ここでは保証人と面談ができたものの具体的な説明までには至らず、保証人が相談している第三者を通じて連絡をして欲しいという希望があったために、第三者の方へ連絡をしていたわけですけれども連絡がつかなくなり、そのうち保証人から直接連絡があり、具体的な説明に至ったという事例でございまして、第三者が深く介在していたものでございます。

次に、報告番号5、6及び7でございまして、これは保証人と面談はできていたものの制度の具体的な説明には至らず、その後保証人の父母を通じて働きかけが可能で

あったためお願いしたところ、申請書類の提出までには至ったものの、残りの必要書類の提出がなく、再度直接面談し理解を得たという事例でございます。これは父母からのアプローチが可能であったということから一定の進捗が図られたというものでございますが、お聞きしたところによりますと、知人からの否定的な影響等もあり、十分な理解や認識には至っていなかったというような事例でございます。

報告番号8及び9でございますが、これは知人や周囲の方から免除申請の必要はないと聞いておられて、その影響を受けていたものが、その後、その知人が免除申請をしたり、また、他の知人の説明を聞くなりして態度に変化が生じ、手続に応じていただけなかったという事例でございます。これらは行政に対する不信感が根強く、信頼できる周囲の方の考えを優先して判断されていたものだと思います。

報告番号10及び11でございますが、これらは、実際に貸与申請手続をしたのが保証人ではなく離婚した元配偶者であるということで、そちらに説明をして欲しいという要望がございましたので、私どもとしましてもそちらに対応することとしましたが、その所在を確認することに大変手間取り、さらに、確認はできたものの、その元配偶者が病気による入退院を繰り返していたということで説明ができなかったという事例でございます。家庭の特別な事情や体調の不調など個別の事情があったものです。

最後に、報告番号14及び15ですが、これは訪問しても不在がちで、連絡をお願いしても対応いただけないなど、十分な時間をとって面談ができなかった方でございますが、その後、面談に至り手続をしていただいた時点でこの間の経過を伺ったところ、免除といっても結局返還しなければならないという誤った理解をされていたことが判明したものでございます。正確な理解がないことが対応していただけない要因となっていたと思われる事例でございます。

以上が特別な事情による猶予に係る事後報告分の特徴的なポイントでございます。

資料1の裏面に戻っていただきまして、「履行期限の延長の状況」でございますが、平成22年度返還分では21件あり、これらのすべてが「所得が基準以下のため」を

理由とするものとなっております。履行期限の延長につきましては、「所得が基準以下のため」を理由とする場合、具体的には所得が免除判定基準には該当しないものの旧自立促進援助金の支給判定基準に該当する場合や、「その他特別な事情等」を理由とする場合、例えば住宅ローンの返済があるというような特別な事情がある場合には、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長することで、1年当たりの返還金額を最大で半減するというものでして、第1回の監理委員会で御了解をいただいたものでございます。

なお、特別な事情による申請はございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。以上のように、免除や猶予などの返還手続についてはかなりの比率に到達しているかと思えます。特に履行期限経過分につきましては、第4回監理委員会で御了解いただきました「特別な事情による返還猶予」による猶予決定の取扱いが一定数見られ、面談による事務の進捗が一定図られているかと思えます。また、収入率につきましては、平成21年度で6割程度とはなっておりますが、特に平成19年・20年度では3割強程度という低い状況でございまして、催告等を行ってはいませんが、面談に応じていただけないなど対応に苦慮している実情もございまして、今後もなお機会を設けて引き続き粘り強く働きかけ、理解を求めていきたいと考えております。

奨学金返還事務の取組状況に関する事務局からの報告は以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。

借受者別・債権別の取組状況と、返還猶予の内訳としての特別事情による返還猶予決定の事後報告分の説明をしていただきましたが、今の報告内容について御質問はございませんでしょうか。

そうしましたら、次の報告案件と合わせて質問をいただくという形にさせていただいてよろしいでしょうか。

では、2つ目の報告案件の「督促・催告の実施とその後の状況」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは、「督促・催告の実施とその後の状況」について御報告を致します。

まず、履行期限後の返還債務の履行請求の進め方についてですが、本市と致しましては十分説明を尽くすとともに、できる限り自主的な返還ができるよう誠意を持って相談・指導を行っていくという観点から、督促後約1年間をかけまして催告を4回行うこととしております。督促・催告ごとの指定期限経過後には原則として面談による納入の依頼を行い、取組を進めているところでございます。

まず、資料2の（参考）がございましたので、そちらを御覧ください。

これは、今申し上げました考え方に基づき、督促・催告のスケジュールを示したものです。これは第4回監理委員会でお示ししたものと同一内容になってございます。

第4回委員会は昨年11月に開催しており、その際には、それまでに実施した平成22年3月及び同年8月の督促及び催告の状況を御報告致しておりましたが、今回はそれ以後の実施状況として、平成22年12月及び平成23年3月の督促及び催告について御報告を致します。また、報告に当たりましては、年度別の債権単位の個別の状況というわけではなく、借受者ごとに、催告がどのように行われ、返還の意思の確認がどこまで進んでいったかに着目して見ていきたいと考えております。

まず、「1 平成16年度以降貸与分の平成19・20年度返還分等から滞納の者」についてでございます。

平成16年度以降貸与分につきましては、所得判定によって旧自立促進援助金を支給することとなった後の奨学金等に係るもので、貸与時には所得判定の説明を行っておりますので、個人返還の可能性があることを認識のうえ、貸与を受けられたというものでございます。そして、返還時の支給判定の結果、旧自立促進援助金の支給基準を超える所得であったためなどから個人返還を求めることになったものでございます。

なお、これらのもののうちの一部については、平成15年度以前貸与分の平成19・20年度返還分や平成21年度返還分など、これらよりも後に履行期限を迎えたものも併せて催告等を行っておりますので、そのように御覧いただきたいと思えます。

平成16年度以降貸与分に係る平成19・20年度の返還手続の状況については、先ほどの資料1では、平成20年度の制度見直し後の内容に対象を限定し、特にお示しをしておりませんでしたので、平成23年3月末現在の概況を補足説明を致しますと、免除や猶予となっている方の比率は約85パーセントとなっております。残りの返還請求をしたもののうちで返還をいただけたのは、収入率で見ますと約83パーセントと相当高い比率となっております。返還いただけていないものにつきましては、昨年11月に報告しましたように、平成22年3月に督促を行い、同年8月に第1回目の催告をしたという状況でございます。

そのうえで、「(1) 催告（主に2回目）及び保証人への請求」でございますけれども、未返還者27人のうち納付相談中のものなど16人を除き、11人に対して平成22年12月に翌1月4日を指定期限とする催告書を原則として訪問のうえお届けしております。催告の内容と致しまして、期限を指定したうえ、延滞利子を請求するとともに裁判手続を検討していることを告知し、あわせて新たに保証人に対し履行請求し、ともに返還が困難な場合については納付相談をいただくよう御案内をしているものでございます。「主に」との注記がございますけれども、これは納付誓約中などを理由として第1回目の催告を保留したものを含むためにこうなっております。以降に見られる表記につきましても同様の意味を示しております。

その結果が下の表のうちの「催告等に対する反応」で書かれていますが、①滞納金を完納した方が1人、②納入誓約書を提出するなど返還の意思を示した方が7人で合計8人となっております。発行したうちの約7割の方の返還の意思を確認することができましたが、他方で3人の方は期限内での反応はなく、返還手続に対する意思を

確認できませんでした。

次に、「(2) 催告（主に3回目）及び保証人への請求」でございますけれども、先ほどの返還手続に対する意思が確認できなかった3人に、返還意思を示しながら納入しなかった2人を加えた5人の方に対して、平成23年3月31日を指定期限とした催告書を原則として訪問のうえでお届けしております。

催告の内容と致しましては、期限を指定したうえ、延滞利子を請求するとともに、履行していただけない場合は裁判に向け手続に着手することをお知らせし、納付相談の御案内もしているところでございます。また、保証人4人に対しても請求しておりますが、借受者本人への対応に支障がある場合には必ず連絡をいただくように明記しております。

その結果は下の表のうちに掲げておりますが、①完納した方が3人、②返還意思を示した方が2人ということで、現在のところ返還意思のない方はいない状況となっております。このことから、平成16年度以降貸与分の平成19・20年度返還分からの滞納者につきましては、従来のスケジュールでは、見込みとして3回の催告を経てこの6月に裁判手続を取ることを予定しておりましたが、その裁判手続着手の必要性がなくなりました。

次に、「2 平成15年度以前貸与分の平成19・20年度返還分から滞納の者」についてでございます。

平成15年度以前貸与分に係る奨学金は、自立促進援助金の一律支給の対象となっていたものでございまして、平成20年12月の奨学金制度の抜本的な見直しにより、免除又は猶予の制度が整備されましたが、それらの適用を受けられなかったため返還を請求することとなったものです。また、それらの催告に加えまして、後に履行期限の到来を迎える平成21年度返還分についても、併せて督促・催告を実施しています。また、これまでの取組として、22年8月に督促を郵送しております。

「(1) 督促及び催告（1回目）」ですが、未返還者64人のうち納付相談中のもの

など34人を除き30人の方に対して、平成22年12月に1月4日を指定期限とする催告書等を訪問のうえ、お届けしました。その結果が下の表のうちに、「督促・催告に対する反応」としてまとめていますが、②返還の意思を示した方が1人、③返還猶予手続を取られた方が4人、これは先ほどの「特別の事情による返還猶予」を申請されたということで、それと併せまして履行期限到来前の債務につきましても何らかの手続をしていただけたという方でございます。それらで合計が5人となり、発行したうちの約2割の方の返還の意思を確認することができましたが、残りの25人の方につきましては、その意思の確認ができませんでした。

次に、「(2) 催告（主に2回目）及び保証人への請求」でございますけれども、先ほどの返還意思を示されなかった25人に、返還意思を示しながら納入しなかった1人を加えた26人の方に対して、平成23年3月31日を指定期限とした催告書を原則として訪問のうえ、お届けしたというものでございます。

催告の内容と致しましては、期限を指定したうえで延滞利子を請求するとともに裁判手続を検討していることを告知し、納付相談の御案内もしております。また、併せて新たに保証人22人に対して同様の履行請求をし、借受者本人への対応に支障がある場合は必ず連絡するように御案内をしたところでございます。

その結果が下の表にございますが、②返還の意思を示した方が1人、返還猶予手続を取られた方が2人、合計3人となつてございまして、発行したうちの1割の方の返還の意思は確認することができましたが、残りの23人の方については、それらの意思を確認することができませんでした。返還意思の確認ができなかった方の反応と致しましては、裁判での決着を再三にわたって示唆するなど訴訟で争う意思があるとみなさざるを得ない方が6人、それらの意思が明らかではない方が17人となっております。これらの反応につきましては、後ほど補足説明を致したいと思っております。

次に、「3 平成21年度返還分から滞納の者」についてでございます。

これらは平成20年12月の奨学金制度の見直し以後に新たに返還手続をしていた

だくことになった方をごさいますて、遡及して2年間の返還手続をしていただくこととなった平成19・20年度返還分からの対応者の方と比べますと、貸与期間が比較的近年であることなどから理解をいただける可能性が相対的に高いのではないかと考えております。

督促を行う前に、面談により納入の依頼を行うこととしておりますが、ここでは督促以後の状況を示してございます。

「(1) 督促」でございますけれども、未返還38人のうち納付相談により返還の意思を示されている方など6人を除く32人の方に対しまして、平成22年12月に翌1月4日を指定期限とする督促状を郵送しております。督促の内容と致しましては、納入期限を指定したうえで延滞利子を明示し、また保証人への履行請求や裁判手続の可能性などについてもお示しし、かつ、納付相談の御案内もするというものでございますが、その結果につきましては、①完納した方が8人、②返還の意思を示した方が8人、③返還猶予手続をした方が1人ということで、合計17人をごさいますて、発行したもののうち5割強の方の返還の意思を確認することができました。一方、残りの15人につきましては、期限内には返還手続に対する意思を確認できませんでした。

次に、「(2) 催告（1回目）」でございますが、先ほどの返還手続に対する意思が確認できなかった15人に、返還意思を示しながら納入しなかった5人を加えた20人の方に対しまして、平成23年3月に3月31日を指定期限とした催告書を原則として訪問のうえ、お届けをしております。

その結果が下の表のうちに「催告に対する反応」としてまとめてございますが、②納入誓約書を提出するなど返還の意思を示していただけた方5人と、③返還猶予手続をされた方1人の合計6人、すなわち発行したうちの3割の返還の意思を確認できました。一方、残りの14人の方につきましては、それらの意思が確認できませんでしたが、その内訳としましては、訴訟で争う意思があるとみなさざるを得ない方が1人であり、それらの意思が明らかではない方が13人ということでした。

以上から申しますと、返還の意思のない方につきましては、5月末現在におきましては、先ほどの平成15年度以前貸与分の平成19・20年度返還分からの滞納者の方においては23人、平成21年度返還分からの滞納の方につきましては14人ということで、合わせまして37人ということでございます。そして、訴訟で争う意思があるというふうにみなさざるを得ない方が合計で7人となっております。

次に、それら返還の意思等が確認できなかった方々の反応等の状況について、4ページのところで記載しておりますので、御説明を致します。

「4 督促・催告後の借受者の反応等」でございます。まず、主なものでは、「(3) 返還猶予を申請された事例」として、先ほど「返還猶予手続」として説明したものがございましたが、十分説明できなかった借受者に対し、担当者が粘り強い働きかけをすることなどにより面談が可能となった場合などで、免除申請等の手続に至らなかったことについてやむを得ない事情がある場合に申請手続をしていただいたというものでございます。先ほどの説明の中では、延べ8人ほどが挙がっていましたが、催告を保留したもの等もございますので、3月末で猶予決定できたものは、先ほど資料1で報告したように、合計件数では51件、人数では27人程度となります。これらは第4回の監理委員会で御審議いただき、借受者等の実態に応じた対応が可能となった結果と考えております。

次に、「(4) 返還の意思を示されない事例」につきましては、先ほどの合計37人の具体的な反応を例示したものでございます。そのうち「ア 訴訟等で争う意思が明確なケース」として、先ほど7人と申し上げましたが、「制度改正に納得できない」「借受者に負担をかけるべきではない」などと主張され、それらに加え、「裁判で白黒をはっきりさせたい」あるいは「訴訟において奨学金制度の意義や制度経過等について訴えたい」など、訴訟で主張することを強く意識した発言を繰り返されているものなどがございます。

その他には、「争う意思が不明確」といったものでは、訴訟を強く意識した発言は

ないまでも、イで示していますように「困惑されているケース」として、「本人に奨学金のことを知らせていない」あるいは「借受者の配偶者にそれらを知らせていない」などから対応に苦慮しているというケースであったり、また、「ウ 意思が確認できないケース」としては、何度訪問しても不在のため接点がとれない、あるいは無言でドアを閉められてしまうということで、対応に大変苦慮しているといったものがございます。

以上が督促・催促の実施とその後の状況ということでございます。事務局からの報告は以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。

貸与年ごとの区別と、平成19・20年、平成21年などの返還年ごとの区別がありまして、容易に理解しがたい面もあろうかとは思いますが、御質問等はいかがでしょうか。

○西田委員

質問じゃないのですが。

○安保委員長

はい、西田委員どうぞ。

○西田委員

一つお願いがありまして、事務局の説明の中で、例えば督促や催告で、それら手続の一つ一つについて京都市は適切に行っていて、それでも借受者には応じてもらえないという前言葉が多く見受けられまして、京都市が適切に事務を進めていることは当然のことだと思いますので、できるだけ事実関係を簡潔に報告していただければと思います。

○事務局

はい、分かりました。

○安保委員長

西田委員から御意見がございましたが、だんだん返還年度が増えていきますと説明がどうしても長くなってくる面もあります。今回は委員が入れ替わりまして最初の委員会でしたので、丁寧に説明いただいたと思うのですが、今回の御説明で京都市は借受者の方々にきちんとした説明、丁寧な説明をしていただいていることがよく理解でき、それから督促等の内容についても了解致しましたので、次回からはそれらは省いていただいて、全体として理解しやすいように御説明いただければと思います。ただ、制度の中での貸与年度や返還年度の区分など、どうしても複雑な部分もございますので、それらの点については委員の先生方も御了解いただきたく思います。

事務局の方としても、このような形で問題ありませんでしょうか。

○事務局

御指摘をいただきまして、今回は新しい委員の先生もいらっしゃいますので、できるだけ丁寧にと思っておりましたが、次回からは全体の流れや骨格の部分をしっかり示すような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○安保委員長

山下委員、いかがですか。

○山下委員

今の安保委員長の御説明にもありましたが、平成21年度返還分から滞納の者というカテゴリーのところは、いつ貸与された分にかかるのかがはっきりと明記されていなくて少し理解しづらいのですが、これは平成15年度以前貸与分と、平成16年度以降貸与分、双方が含まれるということでしょうか。

○事務局

通常、卒業されてから返還していくということでございますので、新たに発生する平成21年度返還分ということであると、およそ平成16年度以降の貸与になっているのではないかと思います。

○山下委員

次は、更に細かい部分で、1点だけ少し分かりづらかったのですが、平成16年度以降貸与分の19・20年度返還分に係る滞納について、先ほど事務局から3回目の催告後に、すべての方が最終的に返還の意思を示されたため、結局、裁判手続が不要になったという御説明がありましたが、もちろん完納された方は当然として、意思を示されただけの方や、納入誓約書を提出されたもののその後履行されない方については、やはり裁判手続の可能性は残るのではないかと思われましたので、その点を少し御説明いただければと思います。

○事務局

返還の意思を示された方のその後の状況を御説明します。意思を示された一人については、現在、免除に該当されましたので、訴訟等により返還を求めるには、収入状況からいうと、適切ではないということでございます。また、納入誓約をされている方々につきましては、今のところ履行ができていないという状況は特にありません。

○安保委員長

この納入誓約書というのは、例えば何箇月後に履行しなければならないなど、期限を切った形での誓約書になっているのでしょうか。

○事務局

納入誓約につきましては、現年度の返還分が免除の適用を受けているか否かで取扱いが少し異なる部分がございます。基本的には、現年が免除になっている場合につきましては、免除期間が5年間ございますので、滞納分について5年間を最大の期間として完納していただくこととしており、その間の支払方法と致しましては、月賦又は半年賦のいずれの場合も認めていますが、おおむね月賦で履行されているケースが多いかと思えます。また、免除に該当していない場合で、滞納金額が複数年度にまたがるような場合については、少なくとも貸与総額の20分の1の金額を1年間に払っていただくという形で、それにつきましても、支払方法としましては月賦又は半年賦の

いずれも認める形で取り扱っております。

○安保委員長

田多委員，いかがですか。

○田多委員

督促は郵送で，催告書は原則として面談でということで丁寧にしておられまして，催告の内容についても1回目と2回目では働きかけを少しずつ変えるなど，皆さんの努力がよく分かります。

訴訟で争う意思があるという方の反応について，もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○事務局

この奨学金制度の性格や制度確立の沿革等を踏まえまして，主張をお持ちである方が多いのではないかとというのが印象でございます。

○安保委員長

この訴訟で争う意思が明確な方で，一切応じないという方と，負ければ払うという方と，若干ニュアンスが違うような気もしますが，どちらの方が多いんですか。

○事務局

なかなか判断が難しいところではございますけども，まず，この制度に対して一定の思いを持ちながら関わってこられた方について言えば，これまでの一連の制度変更について考え方の整理をしっかりとつけるということがおそらく前提にあるかと思えますので，裁判で結果が出たものについては一定お認めいただいて対応していただけるのではないかなと考えております。一方で，そのように深く考えることなく，単に裁判という言葉を使う方もおられるというのが現況ではないかと思えます。

○安保委員長

ほかに御質問ございませんでしょうか。

そうしましたら，次の意見聴取案件に進ませていただきたいと思います。

今までの報告を踏まえ、意見聴取案件の「裁判手続着手の考え方について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「裁判手続着手の考え方について」、御説明を致します。

資料3を御覧ください。

ここでは裁判手続の進め方について、これまでの監理委員会で返還請求に関する御審議をいただいた結果を踏まえまして基本的な考えを整理したうえ、平成23年度における具体的な考え方を取りまとめております。

まず、「1 裁判手続に至る基本的な考え方」についてでございますが、これは、これまでの監理委員会での議論を整理したものでございます。

「(1) 履行期限後の対応」についてでございますけれども、本市の取組姿勢と致しましては、先ほども申し上げましたように「借受者に対して十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行う」よう最大限の努力を行い、自主的な返還を求めていくこととなりますが、具体的には①②で書いておりますように、督促後、1年かけて3回又は4回の催告を行い、十分な説明の機会を設けるというものでございます。それでもなお正当な理由なく返還に応じていただけない場合につきましては、公平性の観点等から裁判手続を検討し、その際にはあらかじめ監理委員会の御意見をいただくというものでございます。

そして、「(2) これまでの具体的な検討内容」についてでございますが、これは第4回委員会での主な検討内容を整理したのですが、「ア 資力の調査」について、これは返還能力があるにもかかわらず手続に応じない方を裁判手続の対象とすべきだという点から言えば必要なものですが、調査権限等がございませんので、可能な限りでの調査を行うものでございます。ただし、判断基準と致しましては、前回の監理委員会で御意見をいただきまして、公平性の観点から生活保護受給や返還免除に該当しているなど資力のないことが明らかな場合以外には、資力があるものと推定すること

としたところでございます。

「イ 返還に応じる意思の判断」につきましては、先ほど申し上げた1年にわたって3回又は4回催告を行っても応じていただけない場合などについては、返還の意思がないものと見なさざるを得ないというものでございます。

そして、「ウ 裁判手続の対象者」についてでございますが、これは借受者を基本と致しまして、保証人が承知している場合は併せて保証人についても対象とするというところでございます。この保証人が連絡対象者であるときで、借受者への連絡を了解しない場合などにつきましては、それらの家庭の事情に十分配慮して保証人のみを対象とすることも検討することとしたものでございます。

「エ 裁判手続の手法」につきましては、基本的には自主的な解決を図るという観点から民事調停を考えておりますが、返還に応じない意思が明確な場合には調停が成立する見込みが乏しいため、当初から民事訴訟を提起することも検討することとしたものでございます。ただし、この民事訴訟につきましては、返還に応じない意思が明確であってもなお粘り強く話し合いの機会を設けるべきだという御意見を監理委員会でいただいておりますので、訴訟の意思があるものに限定することとしたところでございます。

「オ 裁判手続の実施の決定」についてでございますが、これにつきましては、滞納金額などを考慮して実施対象者を決定するというところでございます。また、あらかじめ監理委員会の御意見をお聞きすることとしたものでございます。

以上の内容を踏まえまして、「2 平成23年度における裁判手続着手の具体的な考え方」として、検討の結果を取りまとめたところでございます。

「(1) 平成23年6月の裁判手続着手の検討結果」についてですが、当初、平成23年度には6月と12月と3月に裁判手続を予定したスケジュールがございましたが、この6月の裁判手続着手の結果につきましては、先ほど御説明したように着手の必要がなくなりましたので、今後は12月及び3月の裁判手続をどのように進めるかが課

題となっております。

その検討に当たりましては、対象者をどのように特定するかということが重要となりますので、それについて、「(2) 裁判手続対象者及び着手対象者」を定めることとしたものでございます。

ここでは、これまで検討してきた資力の有無の要件、また返還意思の有無の要件に加え、滞納金額における基準を設定することと致しました。「ア 滞納金額基準の設定」で具体的にお示ししておりますが、裁判手続につきましては、奨学金の返還債権が私債権であり、地方自治法の規定に基づきまして、裁判手続に着手せざるを得ないという部分はございますけれども、訴訟費用など新たな費用が発生するとともに、議会の議決といった特別な手続も必要となることから、これら訴訟費用や本市の訴訟手続を考え合わせまして、裁判手続対象者の滞納金額の基準を50万円以上に設定することを考えております。しかしながら、実際の着手に当たりましては、裁判が最終的な手段として慎重に対応を行うべきものと考えておりまして、また、これまでの長い経過を持つ事案に係る最初の裁判着手となりますので、それらを踏まえ、具体的な着手の対象については、滞納金額の基準の2倍以上で著しく多額と言える100万円以上としたいと考えております。ただし、これにつきましては、あくまでも現時点における設定として、裁判手続の進捗を踏まえ適宜見直すべきものだと考えております。

これらの基準への該当状況を示したものが「イ 平成23年度における滞納金額基準該当状況」になります。「(ア) 滞納金額判定対象」ですが、この金額を算定するうえで、何年度返還分までを対象として滞納金額を算出するかということの確認となっておりますけれども、裁判手続着手時期につきましては、1年をかけて4回催告をするという要件を満たした後に設定しておりますので、その間で新たに履行期限を迎えるものが発生致します。平成22年度返還分につきましては平成23年9月末日にその期限を迎えますので、これら裁判着手時点において履行期限が到来しているものは含めて行うことが合理的だと考えられることから、平成22年度返還分までを含

めた判定をしたいと考えております。

その結果、現時点のまま今後も納付がないとした場合で該当者を見てみたものが3ページの上の表となります。表のとおり12月着手の時点で対象となる可能性があるものにつきましては、滞納金額50万円以上の者が12人ということで、そのうち100万円以上の者が2人となり、この2人の方が裁判手続着手の対象者となる可能性があります。また、3月着手につきましては、それらの該当がないということになってございます。これは区分で書かれておりますように、12月着手分につきましては平成19年度から平成22年度までの4年間分の滞納になりますが、3月着手については平成21年度と平成22年度の2年間分の滞納にとどまることから、このような相違が発生するものでございます。

つまり、今後も3月着手というのは2年間分の滞納金額で判定するという形になって参りますので、滞納金額基準を変更しない限りは、今後3月着手の裁判手続は発生しないのではないかと考えております。したがって、今後は10月1日以降、新しい滞納金額が加算される時点において新たな裁判手続着手の対象者が生じてくることになろうかと思っております。

そのうえで、次に「(3) 裁判手続着手への具体的手順」についてでございます。

この手続につきましては、先ほどの滞納金額が100万円以上となる可能性がある二人を対象として行うことを想定しているものであります。

まず、「ア 資力の調査」につきましては、第4回委員会で御説明致しました不動産や自動車等の調査項目に基づき、9月頃までをめぐり可能な範囲での調査を行いたいと考えております。

なお、現在のところ対象と思われる方につきましては、特に資力がないということが明らかであるという状況にはないと認識をしております。

次に「イ 裁判手続の相手方の確認」についてでございますが、これについては連絡対象者に再度意向を確認したうえで、特に借受者に対する人権上の何らかの配慮が

求められた場合を除きまして、借受者及び保証人を対象とすることを考えております。この人権上の配慮とは、借受者が旧同和地区の出身であることを承知していない、あるいは新たな家庭を築き配偶者がそれらの事実を知らないなどの理由から、保証人や連絡対象者から配慮が求められた場合に、保証人のみを対象とすることを検討するというものでございます。

これらの確認を行ったうえ、「ウ 最終催告等の送付」を11月に実施したいと考えております。これは、第3回、第4回の催告後の話になりますが、平成22年度返還分に係る督促は12月に実施することを予定しておりますけれども、それを1箇月繰り上げて行うとともに、最終催告という形で履行を強く促すことを考えているものです。

あわせて、これにつきましては納付相談も御案内したいと考えています。したがって、納付相談の結果、分納誓約をいただいた場合で、その履行が確認できた場合などには裁判手続の対象から除くということを考えてございます。分納誓約の取扱いにつきましては第3回監理委員会でも御議論いただきましたが、2回不履行があった場合については誓約を取り消すということがございますので、1回目の不履行、2回目の不履行、そして2回目不履行後の最終的な確認に当たっては、それぞれ、催告、警告書、最終警告書などの3回のステップを踏みまして確認をしていきたいと考えております。

これらの手続を踏みましても返還手続に応じていただけなかった場合につきましては、「エ 裁判手続の実施決定」ということとなります。まず、この手法につきましては、「(ア) 裁判手続の手法の選定」でございますが、訴訟で争うという意思を再三にわたり示されていると認められた場合につきましては、民事調停が成立する見込みが乏しいということであり、相手方の意向も考慮致しまして民事訴訟を提起したいと考えておりますが、それ以外の方につきましては、基本的には自主的な解決を図るため民事調停を行っていくということで検討しております。

つまり、裁判で争う意思を明確にしている方については民事訴訟、争う意思が明確でない方については民事調停、という手法をそれぞれ選定するということをごさいます。

次に、平成23年11月頃を目途と致しまして、「(イ) 監理委員会の意見聴取」と示しておりますように、裁判手続着手の適否について、監理委員会での御意見をいただきたいと考えております。

そのうえで、「(ウ) 法的措置通知書の送付」を12月に実施したいと考えております。これは法的措置を行う旨を記載した配達証明を送付するものでございまして、裁判手続直前の最後の段階として意思を確認するという性格のものになります。これにつきましても、納付相談の御案内をし、分納誓約につきましても認めるということで、最終催告と同様のことを考えているものでございます。

これらの段階を踏みまして、相手方の意向を確認したうえで、それら返還手続に応じただけでない場合、訴訟提起への手続と致しましては、「(エ) 市会の議決」と示しておりますように、平成24年2月の市会に議案を提出し、市会での御審議を経て、市会の議決をいただきたいと考えております。これにつきましては、訴訟物の価額が50万円を超える訴えの提起につきましては市会の議決を要するとされていることから行うものでございまして、この市会の議決がいただければ、「(オ) 裁判手続着手時期」にありますように、速やかに裁判に着手することとし、平成24年3月を目途に実施をしていくこととなろうかと考えております。

以上が裁判手続対象者に関する具体的な手順となりますけれども、それ以外の方への対応につきましては、「(4) 裁判手続着手対象者以外の者に対する対応」で示しておりますが、既に1年をかけて4回の催告を行っておりますので、今後は、年に2回ほどの催告を行い、これまでの滞納分と合わせまして履行を求めていきたいと考えております。

ただ、イで書いてございますように、平成24年4月頃を目途と考えている催告に

おきましては、裁判手続に着手したことと、本市の裁判手続に対する考え方につきまして、併せてお示しをしていきたいと考えております。

次に「3 裁判手続対象者及び着手対象者の今後の見込みについて」でございます。

「(1) 現状」では、返還の意思を示していない方が37人、そのうち裁判で争う意思を明確にしている方が7人ということでございます。「(2) 今後の見込みについて」では、現状を踏まえて、今後も返還いただけないという仮定でございますが、各年度ごとに新たに発生する人数を下の表に掲げてございます。平成26年度まででございますけれども、今年度を含めまして今後4年間で滞納額50万円以上の裁判手続対象者が23人で、さらに滞納額100万円以上の裁判手続着手の見込みとなる者が12人となる可能性があるというものでございます。また、裁判手続の手法と致しましては、民事訴訟が4人で約3割、民事調停が8人で約7割というような状況となるものでございまして、裁判着手の時期と致しましては、各年度ともそれぞれ3月頃を想定しております。

以上が裁判手続着手についての具体的内容でございますが、1枚繰っていただきますと、(参考)として、先ほどのスケジュールを表にしたものを付けてございますので、また御覧いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございますので、御審議のほどよろしくお願い致します。

○安保委員長

そうしましたら、裁判手続着手の基本的な考え方について委員の皆様の御意見を聞かせていただきたくと思いますが、今、御説明していただいたものの中で、最初の「1 裁判手続に至る基本的な考え方」については第4回の監理委員会で確認した事項ということではよろしかったでしょうか。

○事務局

1につきましては、第4回での議論も含めまして、これまでの内容を再整理したものでございます。

○安保委員長

それでは、今回審議させていただく内容としては、「平成23年度における裁判手続着手の具体的な考え方」以降ですね。

○事務局

そうですね。特に、2の(2)以降について御覧いただき、御意見をいただければと思います。

○安保委員長

御質問でも御意見でも結構ですが。西田委員，どうぞ。

○西田委員

質問ですが、当面の間、滞納金額基準が100万を超える者を訴訟対象とするということについて、この取扱いはこの監理委員会との関係では、着手対象を仮に50万円に引き下げる場合などは、監理委員会の承認事項となるのでしょうか。それとも報告事項でしょうか。

○事務局

基本的には、取扱いの変更等がある場合につきましては、事前に監理委員会に御意見をいただいたうえで、変更を行っていくことを考えております。

○西田委員

分かりました。

次に、確認ですが、当面の間、滞納金額は50万円以上で、かつ、100万円未満の方の取扱いはどのようなものでしたでしょうか。

○事務局

それらの方につきましては、新たに履行期を迎える返還年度のものが発生して参りますので、その分については当然督促をしていくこととなります。その督促と併せまして、今までの滞納分についても年2回程度の催告は行っていきたいと考えております。

そうしますと、ずっと返還に応じていただけない場合は滞納金額が加算していきますので、ある段階で新たに裁判手続対象となることとなります。その内容が先ほどの5ページの下の方で示してございます。今後ずっとに応じていただけない場合は、滞納額の加算により、新たに平成24年度、25年度、26年度と順に対象者が発生していくというものでございます。

○西田委員

はい、分かりました。

○安保委員長

よろしいでしょうか。

この100万円以上の方2人について、実際の滞納額はいくらぐらいになっているのでしょうか。

○事務局

110万円弱程と、あと130万円弱程だったかと思えます。

金額の話が出ましたので少し補足をさせていただきますと、ここでは50万円以上の方が12人と、100万円以上の方が2人ということでございますけども、今の状況で言いますと、5ページの、返還の意思を示していない方37人が催告4回目に向けて進んでいる状況にあり、その内訳を金額で見ると、37人での比率で言えば、12人が50万円以上ということでございますので、3割ぐらいの方が50万円以上であり、100万円以上の方は5パーセント程度という比率になります。それ以外の方については、例えば30万円未満の方は全体で見るとおおよそ6割であって、さらに10万円未満に絞って見ると3割ぐらいとなってございまして、中にはかなり低額の滞納しかない方もおられます。そういう中から考えると100万円以上の滞納というのはかなり多額であると考えております。

○安保委員長

100万円以上の方というのは、高校の奨学金と大学の奨学金なのではないでしょうか。

○事務局

大学又は大学院など，それぞれの奨学金を合わせたものになっております。

○安保委員長

大卒以上の方で，学歴が高いと言えますね。

○事務局

そうですね。高校より大学の方が貸与金額が高いということになっておりますので，おおむねそのようなことになろうかと思えます。

それと，貸与を受けられたのが比較的古い時期のものである傾向があるかと思えます。

○安保委員長

山下委員，いかがですか。

○山下委員

個人的には，かなりスクリーニングを踏まえたうえで訴訟対象を選定されているので，滞納額100万円という金額が合理的かは少し疑問もあつたりもしますが，トータルの趣旨としては理解できるものであると思っております。

あと，裁判手続対象者の本来的な金額設定が滞納金額50万円であり，それには訴訟費用を勘案しているとありますが，これは実質的には弁護士報酬ということになるのでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおり，弁護士の報酬を中心として考えております。ただし，これも案件によりまして色々あるようなので，一律に金額を想定するのが困難な点もございまして，少なくとも50万円以上はかかって参りまして，そこから100万円の間にあつたような金額になっていくということを想定してございまして。

○安保委員長

田多委員はいかがでしょう。

○田多委員

所在不明の方がまだ15人いらっしゃるということですが、追跡調査等はされておられますか。

○事務局

所在不明者の取扱いについてでございますが、これにつきましては、住民票等の調査、確認を毎年行うということとともに、年2回程度は直接訪問する方向で考えております。ただ、全く住民票そのものが把握できず対応ができない方も実際にはおられるため、可能な範囲で追跡の調査をするということで取扱っております。

○田多委員

はい、分かりました。

○安保委員長

西田委員はいかがでしょう、この全体的な流れと致しましては。

○西田委員

結局、どこかで線を引いて、こういう形で決着せざるを得ないかと思えます。とりあえず、アクションを起こさないといけないというのは公平の考えからは当然と思えます。個々の金額設定の問題等、細かな点は別にしまして、基本的な流れとしては、この方法しか仕方がないのかなと思えます。

○安保委員長

一定の金額の設定と対象者の選択についての公平性ですとか、それから京都市の裁判を抱えることについての労力等を考えたうえでも妥当な線であるという御意見でしょうか。

○西田委員

はい。

僕個人としては、この奨学金制度については、例えば金銭消費貸借契約のように、冒頭から「貸します、借ります、返します。」というような認識がなされての場合と

は少し違い、ある時期から制度そのものが大きく変わっていった中で、いたずらにすべてを訴訟に持ち込んで白黒付けるべきものではないと思います。公平性・公正性の確保は確かに大事ですが、結局、白黒付いた結果が京都市と借受者の双方のためにならなかったという事態だけは極力避けていただきたいと思います。

逆に言いますと、この監理委員会を設けて、第三者のモニタリングをかけながら事務を進めておられ、また事務局が説明されているように、借受者に対して十分に制度の説明をされて、また、今後の対応など検討を尽くされているのはよく分かりますので、その辺りが非常に大事なことかと思えます。

○安保委員長

この委員会は市民の代表としてチェックする機関ですが、市民の方も、京都市と借受者や保証人の方との双方にとってダメージの大きい結果になることは望んでおられないと思います。ただし、裁判手続を踏まざるを得ないところもありますので、その場合には、紛争をきちんと解決するという目的が達せられるように御配慮いただきたいということによろしいでしょうか。

○西田委員

はい。

○安保委員長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

○田多委員

皆さんには御苦勞をかけますけれども、またお話し合いをし、説明していただき、なるべく返還して下さるようお願いしていただきたいと思えます。

○安保委員長

そうしましたら、裁判手続着手では、この基本的な考え方で進めていただくということで御承認いただいたということによろしいでしょうか。

それでは意見聴取の2番目、最後の議題でございます。「特別な事情による返還猶

予に関する個別審査について」でございます。事務局の方から説明をお願いします。

○事務局

ただいま安保委員長から申されました個別審査につきましては、借受者個人のプライバシーに配慮する必要があるがございます。前回と同様に、個別審査につきましては非公開ということで取扱いをさせていただきたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

○安保委員長

個別審査についてはプライバシーにかかわることを扱います。できるだけこの委員会は公開するというので、プライバシーで特定できるようなものは省いて公開すべきであると考えますが、委員の方からの質問や説明のときに、プライバシーを避けて質問や意見をいただくということになりますと、きちんとした審査ができないのではないかと懸念もありますので、審査の公正性を確保するためにプライバシーに関わるところに触れざるを得ないため、非公開にさせていただくということでよろしいでしょうか。

ただ、前回も議事録に関しては、プライバシーに触れるところに関しては非公開としても、その後は議事録で一定分かるような形で公開をしていただきましたので、今回もそのような扱いでよろしいでしょうか。

では、この審査については非公開で行うことにします。そのために、今、公開の段階でその他のところを先に進ませていただきます。

委員の皆様から、その他の点で何か御意見はございますでしょうか。

なければ、事務局の方から何かございますでしょうか。

○事務局

本日の監理委員会の議事録については、事務局で案を作成致しまして、安保委員長に御確認いただいたうえで公表をさせていただくということになります。この後、非公開で御審議いただく部分につきましても、先ほど委員長からお話のありましたよう

に、公開が可能な範囲での公表をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

なお、次回以降の委員会の日程でございますけれども、本日御審議いただきました裁判手続着手の考え方において、今年度の奨学金返還に係る裁判着手に至るスケジュールをお示し致しましたように、裁判着手せざるを得ない場合は本年11月の半ば頃に委員の皆様のお意見をいただきたいと思いますと考えております。また、個別の案件が出てきましたら、随時委員の皆様と日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○安保委員長

今、御説明いただきましたように、前回の議事録である資料7の38ページのところからが非公開にしたところでして、このように全体を要約した表現で議事録を公開しております。

そうしましたら、最後に特別な事情による返還猶予の取扱いに関する個別審査について議事を進めたいと思います。

この部分については非公開で審議を行いますので、傍聴者の方、報道関係の皆様には申しわけありませんが、ここで御退室いただきますようお願いいたします。

[傍聴者及び報道関係者退席]

※ 以降の非公開による審議部分に係る記載については、プライバシーに配慮し、全体を要約した表現に修正しております。
--

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局

それでは事務局から御説明申し上げます。返還事務事業の推進担当をしております

担当課長の木村と申します。よろしく申し上げます。

本日の個別審査案件は2件ございまして、資料についてはお手元に配布しております。前回の監理委員会におきまして、所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて御承認をいただきましたが、本日の案件につきましては、該当事由のC、履行期限後に連絡対象者でない借受者又は保証人が連絡対象者とは異なる意思表示をした場合に該当するものと考えられるものでございまして、過去の監理委員会で御承認いただいた事例とは異なるものです。

では、審査番号16及び17につきまして、まとめて御説明致しますので、資料を御覧ください。

まず、審査番号16でございますが、保証人を含む借受者の父母と最初の接点を持ったのが平成21年6月でして、以降、何度も訪問や電話等で連絡をとったのですが、具体的な説明をするまでに至らなかったものです。ところが、平成22年12月に借受者本人から連絡が入りまして、翌年1月下旬に借受者と面談をしたところ、父母からは奨学金の手続については何も聞いておらず、また京都市からの文書も見ていないということで、偶然、督促状を見て、今まで手続がされていないことに驚いたとのことでした。今後は自分が手続を行うとおっしゃっていただき、平成22年度から26年度の免除を申請されまして、既に免除の決定も行っております。

次に、審査番号17でございますが、これは前回の監理委員会におきまして、平成19・20年度返還分につきましては、特別な事情による返還猶予が承認された案件でございまして、それらの年度については既に猶予申請がなされ、決定しております。

平成21年度返還分については、保証人からの聞き取りの中で免除が可能と思われましたため、平成21年から25年分の免除の申請書を受理しておりましたが、添付資料に不備があったため提出を依頼していたところ、借受者から送付されてこないということで提出がなされませんでした。ところが、平成23年3月になりまして、ようやく書類が届いたとの連絡があり、その内容を確認したところ、借受者の収入は

免除基準を上回っており免除はできないということが判明しました。

なお、所得の状況から、履行期限の延長につきましては適用が可能であったため、平成22年度以降の返還分につきましては履行期限の延長手続をとっております。

書類が送られてこなかった間の事情を伺いましたところ、借受者本人には同和奨学金の貸与を受けている事実を伝えておらず書類の用途をあいまいにしていたところ、その態度に借受者が不信を抱き、話を聞いていただけなくなったとのことでした。その後、一定の時間を置きまして貸与の事実を説明したところ、ようやく納得していただき、書類を送っていただいたということでございます。

本市から借受者に直接説明したというわけではございませんが、保証人を通じて借受者の理解を得、借受者本人が返還の意思を示したということでCの事由に該当するかと考えております。

このように、借受者が地区外に居住しており、また借受者に同和奨学金の貸与の事実を知らせていないといった事案は、やはり少なからず見受けられまして、保証人等がその対応に苦慮されているという話を聞いております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○安保委員長

そうしましたら、御質問はございませんでしょうか。

保証人、又は借受者の父母に当たられる方は、奨学金のことについては言いにくいのでしょうかね。借受者ご本人は、話す就一定理解をしてくれる場合もありそうですが、やはりなかなか言いにくいと。

○事務局

非常に、様々な問題があると思いますが、一つは貸与の事実を伝えていたのかどうかというのがまず大前提にあり、そこでの家族関係と申しますか、現在の状況になってから話をできるのかどうかという問題もありますし、居住の状況によりましては、幼い時から旧同和地区に居住をしていないというようなケース等もございまして、借

受者本人が旧同和地区との関係について知らないというケースもあります。また、今回の事案では結婚という形にはなっておりませんが、借受者本人が結婚されている場合で配偶者がその事実を知らないなどの状況にあるときなどに、やはり連絡対象者や保証人の方は、どのように対処すればよいか分からず、深く悩まれるケースも見られるというような状況だろうと思います。

○田多委員

やはり制度の変更があったときに、借受者本人に対して、御両親、保証人の方がうまく説明をできなかったことも多かったのではないのでしょうか。

○安保委員長

審査番号16は、制度の変更について保証人が説明されておられ、審査番号17はもともと借り受けたという事実を説明してないということでしょうか。

○事務局

審査番号16については、貸与の事実について、問題はおそらくなかったのですが、借受者本人に情報が詳しく入らない状況だったことが問題で、審査番号17については、借受者本人はおそらく貸与の事実は知らない状況が実際にあり、京都市と保証人との間では話が進んでいたものの、実際に申請手続に進む過程で、住民票や課税証明などの挙証資料が必要になって参りますので、詳しく事情を話す必要が生じ、その段階で物事が進まなくなったというようなところから、こういう状況に至ったということであろうと思います。

○西田委員

今言われたように、免除申請を提出するときには様々な添付書類が必要ということですが、およそどのようなものが必要か教えてもらえませんか。

○事務局

まず、世帯構成が確認できるものとして、通常は借受者の属する世帯全員の住民票と、それから所得状況が確認できるものとして、借受者に関する当該年度の課税証明

などが必要となります。ただし、所得に関するものは、父母が同じ世帯であれば父母の証明も要するとか、それから借受者が結婚により独立されている場合、配偶者については特に要さないとか、取扱いに多少の違いはありますが、基本的には住民票と課税証明が必要となります。

○西田委員

今までに、借受者が免除等の申請をされてきた中で、事務レベルでの手続はスムーズに進んできたのでしょうか。例えば、借受者から資料の提出を受けた際に一部不備があり、再度資料の提出を求めたものの、まだ不備があったなど、そういった行ききは結構ありましたか。

○事務局

おっしゃられたような状況は実際にはあります。必要な書類を準備していただくようお願いしても、それが戸籍謄本なのか住民票なのか、更にはどなたの分なのかなど、その都度説明しておりますが、それでも実際の書類の取得に際しては何度もやり取りを要するといった事例があるのは事実です。

○西田委員

必要書類の一式について、文書に記したものはあるのでしょうか。

○事務局

本日の資料には御準備しておりませんが、申請手続の必要書類を一覧としてお示しし、免除判定の流れなどを図式にしたような御案内を作っておりまして、通常はそれらを御説明し、実際に御家族の構成や収入の見込みなどをお聞きしながら、手続を進めております。

○西田委員

事務局としては、これまで基本的には大きなトラブルはなく事務が進んできたと理解されていますか。

○事務局

借受者の方と何度もやり取りをしながら手続を進めてきたという点で、行政の関わり方としては、かなり手厚く対応していると認識しておりますが、トラブルというような状況が今あるとは思っておりません。

○安保委員長

免除等に必要な書類は、通常は家族全員の住民票と課税証明ということですので、収入以外の特殊な、いわゆる財産の有無等に係る書類は必要ございませんし、そうすると、基本的な手続の中で特に取り寄せに困るような書類はないですね。

○事務局

そうですね。書類として特別なものはないかと思います。

○山下委員

確認ですが、審査番号17の方は、あくまでも返還の猶予で免除の対象にならないということですから、最終的には返還を求めるということでよろしいでしょうか。

○事務局

審査番号17の方は少し複雑なのですが、免除は該当しておりませんが、履行期限の延長という形で返還期間を倍にしており、一回当たりの返還額は半額にはなっておりますが、その部分については返還をしていただくということになっております。ただし、今後の所得等の状況によりましては免除の申請をしていただくことが可能となるかもしれませんので、その辺りはフォローをしていくことになろうかと思っております。

○安保委員長

先ほどの山下委員の質問の趣旨ですが、履行期限の延長は要件に従って決定済みですので、今回はこの特別な事情によって返還が滞っている分の猶予をしていいかどうかということですね。

○山下委員

はい、そういうことです。

○安保委員長

この審査番号17の借受者御本人は、同和地区御出身者であるということは御存知だったのですか。家族間で不信感が生じたということでしたが。

○事務局

はっきりとした確認はできておりませんが、居所の状況等から、知らないという可能性も十分あると思っております。

○安保委員長

同和奨学金の問題の難しいところは、借りたか借りてないかという問題だけではなくて、御本人が同和地区の出身者であることを知らない場合に、そのことが明らかになるということですね。

そうしましたら、この審議番号16と審査番号17については、特別な事情による返還猶予の対象者として、委員会として了解してもよろしいでしょうか。

そうしましたら、今回の委員会の議事はすべて終了したものとします。

以上をもちまして第5回の委員会を終了致します。長時間にわたりありがとうございました。